

# 金融庁、有価証券報告書レビューの 令和6年度審査結果及び令和7年度審査テーマを公表

## Point 1

### 令和6年度の審査対象は何か？

法令改正関係審査は、**令和5年1月施行の改正開示府令**及び関連する開示項目（「コーポレート・ガバナンスの状況等」の**監査役会等の活動状況及び政策保有株式に関する開示**を含む）のほか、令和6年4月以降提出された**訂正内部統制報告書の記載事項**が審査対象とされました。また、重点テーマ審査は、**サステナビリティに関する企業の取組の開示**が審査対象とされました。

## Point 2

### 令和6年度の審査結果の概要は？

「サステナビリティに関する考え方及び取組」の**リスク管理、人的資本**や「コーポレート・ガバナンスの状況等」の**政策保有株式に関する開示**を中心に、前年度審査で識別された課題が当年度も複数の審査対象会社で識別されています。

また、訂正内部統制報告書の「**当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由**」の記載について課題が識別されています。

## Point 3

### 令和7年度の有価証券報告書レビューのテーマは？

法令改正等関係審査の主な調査項目は、**重要な契約等**の開示、**政策保有株式及び純投資目的の株式**の開示、内部統制報告書の**内部統制の評価範囲**に関連した**記載事項、株主総会前の適切な情報提供**とされています。また、重点テーマ審査は、**サステナビリティに関する企業の取組の開示、コーポレート・ガバナンスに関する開示（政策保有株式関連の開示を含む）**とされています。



## ここに注目！

今年度の重点テーマでは、「**株主総会前の適切な情報提供**」についても**深度ある調査**を実施するとされています。

提出会社による**自主的な改善**に資するよう、「**令和6年度 有価証券報告書レビュー**において識別された課題対応にあたって参考となる開示例集」が公表されています。

また、法令改正等関係審査の調査票は、有価証券報告書及び内部統制報告書の作成時やその準備段階で適宜参照し、提出前のチェックで利用する等、**開示漏れ等の防止**の観点で利用することが期待されています。